

令和 6 年 9 月 3 日開会

令和 6 年第 3 回下妻市議会定例会議案

下 妻 市

令和6年第3回下妻市議会定例会議案目次

	頁
報告第8号 専決処分の報告について「損害賠償について」	4
報告第9号 専決処分の報告について「損害賠償について」	6
報告第10号 専決処分の報告について「損害賠償について」	8
報告第11号 専決処分の報告について「損害賠償について」	10
報告第12号 令和5年度下妻市一般会計継続費精算について	12
報告第13号 令和5年度下妻市介護保険特別会計継続費精算について	15
報告第14号 令和5年度下妻市水道事業会計継続費精算について	17
報告第15号 令和5年度下妻市財政の健全化判断比率について	19
報告第16号 令和5年度下妻市公営企業の資金不足比率について	22
報告第17号 一般財団法人下妻市開発公社令和5年度経営状況報告について	25
報告第18号 株式会社ふれあい下妻令和5年度経営状況報告について	45
議案第52号 下妻市市税条例の一部改正について	61
議案第53号 下妻市国民健康保険条例の一部改正について	67
議案第54号 下妻市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例及び下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	70
議案第55号 下妻市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について	77
議案第56号 訴えの提起について	85

議案第57号	損害賠償の額を定めることについて……………	89
議案第58号	茨城租税債権管理機構規約の変更について……………	91
議案第59号	令和6年度下妻市一般会計補正予算（第4号）について……………	96
議案第60号	令和6年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について……………	113
議案第61号	令和6年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第1号）について……	121
議案第62号	令和6年度下妻市下水道事業会計補正予算（第1号）について……………	127
認定第1号	令和5年度下妻市一般会計歳入歳出決算について……………	134 別冊
認定第2号	令和5年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について……………	135 別冊
認定第3号	令和5年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について……	136 別冊
認定第4号	令和5年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算について……………	137 別冊
認定第5号	令和5年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について…	138 別冊
認定第6号	令和5年度下妻市水道事業会計決算について……………	139 別冊
認定第7号	令和5年度下妻市下水道事業会計決算について……………	140 別冊
諮問第1号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて……………	141
諮問第2号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて……………	143
諮問第3号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて……………	145
諮問第4号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて……………	147
諮問第5号	人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて……………	149

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

報告理由

除草作業中の事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものである。

裁決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年6月19日

下妻市長 菊 池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | 除草作業中の事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和6年5月29日（水） 午後3時10分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市下妻乙地内（下妻市役所職員駐車場） |
| 4 事故発生状況 | 市道115号線歩道で行っていた除草作業中に、刈払機で飛ばした石が駐車中の相手方車両に当たり、左側前部のドアガラスを破損させた。 |
| 5 示談の内容 | 相手方車両の修理費について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 78,210円 |

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

市有車の接触事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年7月11日

下妻市長 菊 池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | 接触事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和6年4月18日（木） 午前9時30分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市堀籠地内（堀籠公民館） |
| 4 事故発生状況 | 市有車が堀籠公民館敷地内から道路に出ようとして左折した際に、市有車の左後部が公民館出入口のブロック基礎に接触した。 |
| 5 示談の内容 | ブロック基礎の修理費について、市が100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 16,500円 |

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和6年9月3日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

市有車の接触事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。

裁決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 7 月 30 日

下妻市長 菊 池 博

損害賠償について

- | | |
|----------|---|
| 1 件 名 | 接触事故による損害賠償 |
| 2 事故発生日時 | 令和 6 年 6 月 14 日（金） 午前 11 時 35 分頃 |
| 3 事故発生場所 | 下妻市半谷地内 |
| 4 事故発生状況 | 市有車が左折するところを通り過ぎてしまったため、左折できるよう後退した際に、市有車の右側面が路肩に駐車してあった相手方車両の左側面に接触した。 |
| 5 示談の内容 | 相手方車両の修理費について、市が 100%支払うことで示談する。 |
| 6 賠償支払額 | 157,123 円 |

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償について別記のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

市有車の接触事故に関し損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものである。

裁決第 8 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 8 月 1 日

下妻市長 菊 池 博

損害賠償について

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 件 名 | 接触事故による損害賠償 |
| 2 | 事故発生日時 | 令和 6 年 1 月 24 日（水） 午後 3 時 30 分頃 |
| 3 | 事故発生場所 | 下妻市宗道地内 |
| 4 | 事故発生状況 | 信号機のない交差点において、市有車が優先道路を走行していたところ、相手方車両が交差点の左側から直進してきたため、市有車の左前部に衝突した。 |
| 5 | 示談の内容 | 市は相手方車両の損害額 686,526 円の 20%、相手方は市有車の損害額 683,573 円の 80%を支払うことで示談する。 |
| 6 | 賠償支払額 | 137,305 円 |

報告第12号

令和5年度下妻市一般会計継続費精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和5年度下妻市一般会計継続費精算について、別記のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

継続費を設定し、複数年度にわたり進めてきた事業が令和5年度をもって完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものである。

令和5年度下妻市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全体計画						実 績					比 較				
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県 支出 金	地方債	その他			国県 支出 金	地方債	その他			国県 支出 金	地方債	その他	
2.総務費	1. 総務 管理費	庁舎等建設事業 (実施設計業務委託)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
			2	30,000,000		27,400,000	2,600,000		30,000,000		27,400,000	2,600,000		0		0	0	
			3	70,000,000		64,000,000	6,000,000		70,000,000		64,000,000	6,000,000		0		0	0	
			計	100,000,000		91,400,000	8,600,000		100,000,000		91,400,000	8,600,000		0		0	0	
		庁舎等建設事業 (整備工事)	3	1,888,000,000		1,725,600,000	162,400,000		1,888,000,000		1,725,600,000	162,400,000		0		0	0	
			4	2,832,000,000		1,936,900,000	895,100,000		2,832,000,000		1,936,900,000	895,100,000		0		0	0	
			5	279,600,000		237,700,000	41,900,000		279,600,000		237,700,000	41,900,000		0		0	0	
				計	4,999,600,000		3,900,200,000	1,099,400,000		4,999,600,000		3,900,200,000	1,099,400,000		0		0	0

款	項	事業名	全 体 計 画						実 績					比 較				
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県 支出 金	地方債	その他			国県 支出 金	地方債	その他			国県 支出 金	地方債	その他	
		庁舎等建設事業 発注者支援(CM) 業務委託	2	9,900,000			9,900,000		9,900,000			9,900,000		0			0	
			3	23,760,000			23,760,000		23,760,000			23,760,000		0			0	
			4	15,840,000			15,840,000		15,840,000			15,840,000		0			0	
			5	3,300,000			3,300,000		3,300,000			3,300,000		0			0	
			計	52,800,000			52,800,000		52,800,000			52,800,000		0			0	
4.衛生費	1. 保健衛生費	健康増進計画・食育推進計画策定業務委託	4	570,000				570,000	569,800				569,800	200				200
			5	5,630,000				5,630,000	3,555,200				3,555,200	2,074,800				2,074,800
			計	6,200,000				6,200,000	4,125,000				4,125,000	2,075,000				2,075,000

報告第13号

令和5年度下妻市介護保険特別会計継続費精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和5年度下妻市介護保険特別会計継続費精算について、別記のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

継続費を設定し、令和4年度から令和5年度までの2か年度にわたり進めてきた第9期介護保険事業計画策定委託が令和5年度をもって完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものである。

令和5年度下妻市介護保険特別会計継続費精算報告書

款	項	事業名	全体計画						実 績					比 較				
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
					国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他			国県 支出金	地方債	その他	
1.総務費	5.計画策 定委員会 費	第9期介 護保険事 業計画策 定委託	4	円 3,800,000	円	円	円	円	円 3,245,000	円	円	円	円	円 555,000	円	円	円	円 555,000
			5	3,200,000				3,200,000	3,190,000				3,190,000	10,000				10,000
			計	7,000,000				7,000,000	6,435,000				6,435,000	565,000				565,000

報告第14号

令和5年度下妻市水道事業会計継続費精算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和5年度下妻市水道事業会計継続費精算について、別記のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

継続費を設定し、令和2年度から令和5年度までの4か年度にわたり進めてきた砂沼浄水場浄水施設更新事業が令和5年度をもって完了したので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により議会に報告するものである。

令和5年度下妻市水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較			
				年割額	左の財源内訳			支払義務発生額	左の財源内訳			年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳		
					国県支出金	企業債	損益勘定留保資金		国県支出金	企業債	損益勘定留保資金		国県支出金	企業債	損益勘定留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	砂沼浄水場浄水施設更新事業		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			2	583,500,000		583,500,000		187,935,000		187,935,000		395,565,000		395,565,000	
			3	565,500,000		565,500,000		490,820,000		490,820,000		74,680,000		74,680,000	
			4	565,500,000		565,500,000		565,400,000		565,400,000		100,000		100,000	
			5					387,970,000		387,970,000		△ 387,970,000		△ 387,970,000	
			計	1,714,500,000		1,714,500,000		1,632,125,000		1,632,125,000		82,375,000		82,375,000	

報告第15号

令和5年度下妻市財政の健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度下妻市財政の健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

下妻市長 菊池 博

記

（単位：%）

区 分	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	－（比率なし）	13.17
連結実質赤字比率	－（比率なし）	18.17
実質公債費比率	7.8	25.0
将来負担比率	66.1	350.0

報告理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく下妻市財政の健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付けて議会に報告するものである。

監 第 1 5 号

令和 6 年 8 月 9 日

下妻市長 菊 池 博 様

下妻市監査委員 舘 野 孝 男

下妻市監査委員 廣 瀬 榮

令和 5 年度健全化判断比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度健全化判断比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和５年度健全化判断比率の審査意見書

1 審査の期間

令和６年７月２２日から令和６年７月２５日まで

2 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

なお、健全化判断比率の数値は、次のとおりである。

（単位　％）

区 分	令和５年度	令和４年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	１３．１７
連結実質赤字比率	—	—	１８．１７
実質公債費比率	７．８	７．６	２５．０
将 来 負 担 比 率	６６．１	７７．１	３５０．０

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

(2) 個別意見

ア 令和５年度の実質赤字比率は、実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

イ 令和５年度の連結実質赤字比率は、連結実質赤字が生じていないため算定されないことを確認した。

ウ 令和５年度の実質公債費比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

エ 令和５年度の将来負担比率は、早期健全化基準を下回っていることから財政の健全性は保たれていると判断できる。

報告第16号

令和5年度下妻市公営企業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度下妻市公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて下記のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

下妻市長 菊池 博

記

（単位 ٪）

区 分	令和5年度	経営健全化基準
水道事業会計	－（比率なし）	20.0
下水道事業会計	－（比率なし）	20.0

報告理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく下妻市公営企業の資金不足比率について、監査委員の審査意見を付けて議会に報告するものである。

監 第 1 6 号

令和 6 年 8 月 9 日

下妻市長 菊 池 博 様

下妻市監査委員 舘 野 孝 男

下妻市監査委員 廣 瀬 榮

令和 5 年度資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度資金不足比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

令和5年度資金不足比率の審査意見書

1 審査の期間

令和6年7月22日から令和6年7月25日まで

2 審査の対象

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係書類との照合及び計数の確認を行うとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取し、審査を実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

(単位 %)

区 分	令和5年度 資金不足比率	令和4年度 資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0

備考 表中の「—」は、該当数値がないことを示す。

(2) 個別意見

令和5年度の資金不足比率は、対象となる水道事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足が生じていないため算定されないことを確認した。

報告第 17 号

一般財団法人下妻市開発公社令和 5 年度経営状況報告について

このことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 5 第 1 項の規定により、別記のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

一般財団法人下妻市開発公社の令和 5 年度経営状況について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令第 173 条の 5 第 1 項の規定により、議会に報告するものである。

令和5年度事業報告並びに決算報告書

一般財団法人 下妻市開発公社

令和 5 年度事業報告

平成 26 年 4 月に財団法人から一般財団法人へ移行した当公社は、公益法人としての社会的使命を果たせるよう、企業誘致関連事業及び工業団地造成事業からなる公益目的事業を中心に事業を展開し、下妻市の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とした法人運営に努めてきた。

企業誘致関連事業については、令和 5 年 6 月から造成工事に着手したしもつま中央工業団地において、令和 5 年 8 月に 1 号区画の土地売却に関しカルビー株式会社と予約契約を締結し、2 号区画及び 3 号区画については令和 5 年 10 月から公募を行い、令和 6 年 2 月に両区画とも予約契約を締結した。3 号区画については、株式会社プレジールの洋菓子製造工場が建設予定となっている。同工業団地の造成工事は、令和 7 年 3 月末までに完了し、各企業への土地売却の本契約及び土地の引渡しは、令和 7 年 6 月末までに完了する予定である。これにより、しもつま中央工業団地は、完売の見通しが立つ状況となった。

しもつま鯨工業団地においては、米大手エスティローダーカンパニーズの子会社である EL APSC 合同会社の工場が本格稼働となり、令和 6 年 5 月に竣工式が行われた。

また、同工業団地においては、フジパン株式会社の工場も本格稼働を開始しており、同社従業員への住宅斡旋に関するフォローアップ活動を継続的に実施したことにより、転居を伴って異動してきた従業員の多くが市内に移住する成果を挙げることができた。

一方、操業中の市内企業に対しては、下妻市工業団地立地企業連絡協議会や下妻市合同企業説明会を開催し、行政との情報交換や立地企業間の連携の機会を提供したほか、雇用支援などを行った。令和 6 年 2 月及び 3 月には、新たな試みとして高校生向けバスツアーを開催し、誘致企業へのフォローアップ事業についても積極的な取組を実施した。

このほか、企業誘致による効果を市内への移住・定住につなげるため、市と連携した新たな住宅政策について調査・研究を行い、事業化への準備に着手した。また、しもつま中央工業団地内の緑地・調整池の利活用についても、事業化への準備に着手した。

収益事業については、水戸地方法務局下妻支局への貸付けや小島地区の一時貸付けなどを通じて、社有地の有効利用を図り、適正な法人運営に努めた。

今後も、地域産業の発展及び企業誘致による経済の活性化をはじめ、移住・定住促進事業など市政の一翼を担いながら、自立した組織として存続していくため、将来を見据えた経営判断を行い、事業を進めていくこととする。

評 議 員 会 付 議 事 項

回 次	開催・決議年月日	事 項	裁 決
第 1 回	令和 5 年 5 月 10 日	令和 4 年度事業報告及び計算書類について	承認
		理事及び監事の選任について	可決

理 事 会 付 議 事 項

回 次	開催・決議年月日	事 項	裁 決
第1回	令和 5 年 5 月 10 日	令和 4 年度事業報告及び計算書類の承認について	承認
		令和 5 年度事業計画及び予算について	可決
		理事及び監事候補者の選出について	可決
第2回	令和 5 年 6 月 14 日	一般財団法人下妻市開発公社の副理事長及び常務理事の選定について	可決
第3回	令和 5 年 12 月 19 日	しもつま中央工業団地公募申込企業の選考について	可決
		今後の事業展開について	承認

事業報告附属明細書

令和5年度事業報告においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものはない。

以 上

正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産運用益	18	18	0
1 基本財産受取利息	18	18	0
2 事業収益	853,082	1,514,726	△ 661,644
1 土地売却収益	0	0	0
2 土地貸付収益	853,082	1,514,726	△ 661,644
3 雑収益	9,178,145	239,498	8,938,647
1 受取利息	10,757	192,746	△ 181,989
2 雑収益	9,167,388	46,752	9,120,636
経常収益計	10,031,245	1,754,242	8,277,003
(2) 経常費用			
1 事業費	5,800,857	54,415,859	△ 48,615,002
1 売上原価	0	0	0
2 給料手当	146,107	338,710	△ 192,603
3 旅費交通費	218,780	230,822	△ 12,042
4 接待交際費	242,250	63,856	178,394
5 広告宣伝費	71,500	73,000	△ 1,500
6 通信運搬費	189,159	57,827	131,332
7 消耗什器備品費	0	0	0
8 消耗品費	322,632	290,337	32,295
9 修繕費	76,747	256,250	△ 179,503
10 印刷製本費	0	0	0
11 燃料費	95,654	85,723	9,931
12 減価償却費	464,622	659,440	△ 194,818
13 支払手数料	154,255	262,490	△ 108,235
14 保険料	143,271	195,633	△ 52,362
15 委託費	2,229,480	9,074,571	△ 6,845,091
16 工事請負費	924,000	1,793,000	△ 869,000
17 補償費	0	0	0
18 支払負担金	78,000	40,078,000	△ 40,000,000
19 支払利息	0	0	0
20 租税公課	444,400	956,200	△ 511,800
2 管理費	234,514	227,286	7,228
1 役員報酬	80,000	80,000	0
2 給料手当	0	0	0
3 旅費交通費	0	0	0
4 会議費	0	0	0
5 通信運搬費	0	0	0
6 消耗什器備品費	0	0	0
7 消耗品費	35,848	32,259	3,589
8 修繕費	0	0	0
9 燃料費	10,628	9,524	1,104
10 減価償却費	51,624	73,271	△ 21,647
11 支払手数料	495	495	0
12 保険料	15,919	21,737	△ 5,818
13 委託費	0	0	0
14 租税公課	40,000	10,000	30,000
経常費用計	6,035,371	54,643,145	△ 48,607,774

正味財産増減計算書
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増 減
評価損益等調整前当期経常増減額	3,995,874	△ 52,888,903	56,884,777
評価損益等計	0	0	
当期経常増減額	3,995,874	△ 52,888,903	56,884,777
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	1	△ 1
当期経常外増減額	0	△ 1	1
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,995,874	△ 52,888,904	56,884,778
一般正味財産期首残高	2,219,174,455	2,272,063,359	△ 52,888,904
一般正味財産期末残高	2,223,170,329	2,219,174,455	3,995,874
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	2,224,170,329	2,220,174,455	3,995,874

正味財産増減計算書内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科目名	事業費		管理費	金額合計
	公益事業	収益事業	法人会計	
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
1 基本財産運用益	0	0	18	18
1 基本財産受取利息	0	0	18	18
2 事業収益	0	853,082	0	853,082
1 土地売却収益	0	0	0	0
2 土地貸付収益	0	853,082	0	853,082
3 雑収益	9,178,145	0	0	9,178,145
1 受取利息	10,757	0	0	10,757
2 雑収益	9,167,388	0	0	9,167,388
経常収益計	9,178,145	853,082	18	10,031,245
(2) 経常費用				
1 事業費	5,310,738	490,119	0	5,800,857
1 売上原価	0	0	0	0
2 給料手当	146,107	0	0	146,107
3 旅費交通費	218,780	0	0	218,780
4 接待交際費	242,250	0	0	242,250
5 広告宣伝費	71,500	0	0	71,500
6 通信運搬費	189,159	0	0	189,159
7 消耗什器備品費	0	0	0	0
8 消耗品費	286,784	35,848	0	322,632
9 修繕費	76,747	0	0	76,747
10 印刷製本費	0	0	0	0
11 燃料費	85,026	10,628	0	95,654
12 減価償却費	412,998	51,624	0	464,622
13 支払手数料	154,255	0	0	154,255
14 保険料	127,352	15,919	0	143,271
15 委託費	2,196,480	33,000	0	2,229,480
16 工事請負費	924,000	0	0	924,000
17 補償費	0	0	0	0
18 支払負担金	78,000	0	0	78,000
19 支払利息	0	0	0	0
20 租税公課	101,300	343,100	0	444,400
2 管理費	0	0	234,514	234,514
1 役員報酬	0	0	80,000	80,000
2 給料手当	0	0	0	0
3 旅費交通費	0	0	0	0
4 会議費	0	0	0	0
5 通信運搬費	0	0	0	0
6 消耗什器備品費	0	0	0	0
7 消耗品費	0	0	35,848	35,848
8 修繕費	0	0	0	0
9 燃料費	0	0	10,628	10,628

正味財産増減計算書内訳表

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科目名	事業費		管理費	金額合計
	公益事業	収益事業	法人会計	
10 減価償却費	0	0	51,624	51,624
11 支払手数料	0	0	495	495
12 保険料	0	0	15,919	15,919
13 委託費	0	0	0	0
14 租税公課	0	0	40,000	40,000
経常費用計	5,310,738	490,119	234,514	6,035,371
評価損益等調整前当期経常増減額	3,867,407	362,963	△ 234,496	3,995,874
評価損益等計				
当期経常増減額	3,867,407	362,963	△ 234,496	3,995,874
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,867,407	362,963	△ 234,496	3,995,874
一般正味財産期首残高	2,218,884,419	517,305	△ 227,269	2,219,174,455
一般正味財産期末残高	2,222,751,826	880,268	△ 461,765	2,223,170,329
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	0	0	1,000,000
指定正味財産期末残高	1,000,000	0	0	1,000,000
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	2,223,751,826	880,268	△ 461,765	2,224,170,329

貸 借 対 照 表
令和6年3月31日現在

(単位：円)

科目名	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金	1,752,153,220	459,829,301	1,292,323,919
棚卸資産（土地）	2,639,542,946	791,988,776	1,847,554,170
流動資産合計	4,391,696,166	1,251,818,077	3,139,878,089
2 固定資産			
(1) 基本財産	1,000,000	1,000,000	0
定期預金	1,000,000	1,000,000	0
常陽銀行下妻支店	500,000	500,000	0
筑波銀行下妻営業部	500,000	500,000	0
基本財産合計	1,000,000	1,000,000	0
(2) その他の固定資産			
車両運搬具	1,716,484	2,175,506	△ 459,022
器具備品	128,755	185,979	△ 57,224
営業保証金	600,000	600,000	0
預託金	24,280	24,280	0
土地	163,379,697	163,379,697	0
有価証券	0	1,000,000	△ 1,000,000
定期預金	0	800,000,000	△ 800,000,000
その他の固定資産合計	165,849,216	967,365,462	△ 801,516,246
固定資産合計	166,849,216	968,365,462	△ 801,516,246
資産合計	4,558,545,382	2,220,183,539	2,338,361,843
II 負債の部			
1 流動負債			
前受保証金	834,131,000	0	834,131,000
預り金	244,053	9,084	234,969
流動負債合計	834,375,053	9,084	834,365,969
2 固定負債			
長期借入金	1,500,000,000	0	1,500,000,000
固定負債合計	1,500,000,000	0	1,500,000,000
負債合計	2,334,375,053	9,084	2,334,365,969
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産合計	1,000,000	1,000,000	0
2 一般正味財産			
一般正味財産	2,223,170,329	2,219,174,455	3,995,874
一般正味財産合計	2,223,170,329	2,219,174,455	3,995,874
(うち基本財産への充当額)	1,000,000	1,000,000	0
正味財産合計	2,224,170,329	2,220,174,455	3,995,874
負債及び正味財産合計	4,558,545,382	2,220,183,539	2,338,361,843

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産については、移動平均法による原価基準を採用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産については、定額法による減価償却を実施している。

(3) 消費税について

消費税の会計処理については、税込方式による。

2 固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

カラーラツーリング（2年目） (単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,333,500	617,017	1,716,483
合計	2,333,500	617,017	1,716,483

カラーラツーリング減価償却費予定表 (単位：円)

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	7	227,322	227,322	2,106,178
2年目	12	389,695	617,017	1,716,483
3年目	12	389,695	1,006,712	1,326,788
4年目	12	389,695	1,396,407	937,093
5年目	12	389,695	1,786,102	547,398
6年目	12	389,695	2,175,797	157,703
7年目	5	157,702	2,333,499	1

ノア（7年目） (単位：円)

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	2,683,624	2,683,623	1
合計	2,683,624	2,683,623	1

ノア減価償却費予定表 (単位：円)

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	10	373,471	373,471	2,310,153
2年目	12	448,165	821,636	1,861,988
3年目	12	448,165	1,269,801	1,413,823
4年目	12	448,165	1,717,966	965,658
5年目	12	448,165	2,166,131	517,493
6年目	12	448,165	2,614,296	69,328
7年目	2	69,327	2,683,623	1

ドローン（3年目）

（単位：円）

科目	取得価格	減価償却累計額	当期末残高
器具及び備品	286,121	157,366	128,755
合計	286,121	157,366	128,755

ドローン減価償却費予定表

（単位：円）

	使用月数	減価償却費	減価償却累計額	残存価格
初年度	9	42,918	42,918	243,203
2年目	12	57,224	100,142	185,979
3年目	12	57,224	157,366	128,755
4年目	12	57,224	214,590	71,531
5年目	12	57,224	271,814	14,307
6年目	3	14,306	286,120	1

3 基本財産の明細

（単位：円）

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	期末帳簿価額
基本財産	定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計		1,000,000	0	0	1,000,000

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等		使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金					
	普通預金					
	常陽銀行 下妻支店	常陽銀行 下妻支店		運転資金として	1,669,296,248	
	筑波銀行 下妻営業部	筑波銀行 下妻営業部		運転資金として	58,713,063	
	常総ひかり農協 下妻支店	常総ひかり農協 下妻支店		運転資金として	24,143,909	
	棚卸資産					
	棚卸資産(土地)	長塚地区 3,901㎡ 石の宮地区 29,818㎡ 古沢・袋畑地区 584,866.16㎡		工業団地開発造成地	21,658,976 264,414,816 2,353,469,154	
流動資産合計					4,391,696,166	
(固定資産)						
基本財産	定期預金 常陽銀行 下妻支店 筑波銀行 下妻営業部	常陽銀行 下妻支店 筑波銀行 下妻営業部			500,000 500,000	
その他の固定資産	車両運搬具				1,716,484	
	器具備品				128,755	
	営業保証金			宅地建物取引業営業保証金	600,000	
	預託金			車両リサイクル料金	24,280	
	土地	小島地区 3,543㎡ 舟山地区 1,589.71㎡		下妻市指定文化財「小島草庵跡地」であり、用地の一部を収益事業として隣接事業者へ貸付（駐車場） 収益事業として水戸地方法務局下妻支局へ貸付	4,390,456 158,989,241	
	固定資産合計					166,849,216
	資産合計					4,558,545,382
(流動負債)						
	前受保証金 預り金			工業団地予約保証金 源泉徴収所得税の預り金	834,131,000 244,053	
流動負債合計					834,375,053	
(固定負債)						
	長期借入金				1,500,000,000	
固定負債合計					1,500,000,000	
負債合計					2,334,375,053	
正味財産					2,224,170,329	

土 地 調 書

令和6年3月31日現在

	土 地 所 在 地	面積 (㎡)	帳簿価格 (円)	備 考
長塚地区	下妻市長塚字瀬戸川501番 外5筆	3,901.00	21,658,976	棚卸資産
小島地区	下妻市小島字四体仏490番1	3,543.00	4,390,456	その他の固定資産
舟山地区	下妻市下妻字舟山甲41番4 外7筆	1,589.71	158,989,241	その他の固定資産
石の宮地区	下妻市石の宮字石の宮55番1 外1筆	29,818.00	264,414,816	棚卸資産
古沢・袋畑地区	工業団地開発造成地	584,866.16	2,353,469,154	棚卸資産
棚卸資産(土地)計		618,585.16	2,639,542,946	
その他の固定資産計		5,132.71	163,379,697	
合 計		623,717.87	2,802,922,643	

監 査 意 見 書

一般財団法人下妻市開発公社定款第23条第1項の規定により、令和6年4月24日、理事長から提出された令和5年度事業報告並びに財務諸表の各項について証書、伝票、諸帳簿を監査した結果、いずれも適正なものと認める。

令和6年4月24日

監 事 谷田部 猛

監 事 風間 紀寿

令和 6 年度事業計画書並びに予算書

一般財団法人 下妻市開発公社

令和 6 年度事業計画書

1 基本方針

下妻市の総合開発に関連する工業用地、住宅用地等の取得、造成、斡旋及び処分などの諸計画を推進し、もって下妻市の発展と市民生活の向上に寄与する。

2 主な事業内容

(1) 公益目的事業

① 企業誘致関連事業

- ・しもつま中央工業団地の造成及び土地の引渡し

令和 7 年 3 月末までの造成工事完了、令和 7 年 6 月末までの土地の引渡しを目指す。また、同工業団地内に創設される緑地及び調整池の利活用方策について基本構想を令和 7 年 3 月末までに策定する。

- ・誘致企業のフォローアップ

しもつま鯨工業団地に誘致した 3 社については、円滑に工場の建設及び操業ができるよう、引き続き各種フォローアップ活動を進める。

② その他事業

「第 2 期下妻市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」（令和 2 年度～令和 6 年度）の実現に向けて、新規誘致企業を中心に下妻市の魅力を P R し、地元雇用の推進、移住・定住につながる取組を推進する。

特に誘致企業において移住・定住の需要が高まっていることから、不動産業者との連携強化による移住の推進を図る。また、定住の促進として、市と連携した新たな住宅政策について、宅地開発可能性調査を実施する。

(2) 収益事業

水戸地方法務局下妻支局への長期貸付地である「舟山地区」や下妻市指定文化財「小島草庵」跡地である「小島地区」について、引き続き保有地の有効活用として土地貸付事業を行う。

(3) 法人会計事業

評議員会及び理事会の運営、法人会計業務等、一般財団法人として相応しい法令を遵守した組織運営を行う。

令和6年度予算書（正味財産）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（単位：円）

科目名	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
1 基本財産運用益	1,000	1,000	0
1 基本財産受取利息	1,000	1,000	0
2 事業収益	1,500,000	1,500,000	0
1 土地売却収益	0	0	0
2 土地貸付収益	1,500,000	1,500,000	0
3 雑収益	21,000	21,000	0
1 受取利息	20,000	20,000	0
2 雑収益	1,000	1,000	0
経常収益計	1,522,000	1,522,000	0
(2) 経常費用			
1 事業費	16,860,000	25,560,000	△ 8,700,000
1 売上原価	0	0	0
2 給料手当	300,000	300,000	0
3 旅費交通費	300,000	300,000	0
4 接待交際費	300,000	300,000	0
5 広告宣伝費	300,000	5,000,000	△ 4,700,000
6 通信運搬費	80,000	80,000	0
7 消耗什器備品費	30,000	30,000	0
8 消耗品費	500,000	500,000	0
9 修繕費	50,000	50,000	0
10 印刷製本費	50,000	50,000	0
11 燃料費	100,000	100,000	0
12 減価償却費	450,000	450,000	0
13 支払手数料	100,000	100,000	0
14 保険料	250,000	250,000	0
15 貸借料	50,000	50,000	0
16 委託費	10,000,000	7,000,000	3,000,000
17 工事請負費	3,000,000	10,000,000	△ 7,000,000
18 補償費	0	0	0
19 支払負担金	200,000	200,000	0
20 支払利息	0	0	0
21 租税公課	800,000	800,000	0
2 管理費	700,000	700,000	0
1 役員報酬	80,000	80,000	0
2 給料手当	20,000	20,000	0
3 旅費交通費	0	0	0
4 会議費	0	0	0
5 接待交際費	0	0	0
6 通信運搬費	20,000	20,000	0
7 消耗什器備品費	100,000	100,000	0
8 消耗品費	100,000	100,000	0
9 修繕費	20,000	20,000	0
10 印刷製本費	20,000	20,000	0
11 燃料費	20,000	20,000	0

令和6年度予算書（正味財産）

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

（単位：円）

科目名	予算額	前年度予算額	増 減
12 減価償却費	50,000	50,000	0
13 支払手数料	20,000	20,000	0
14 諸謝金	20,000	20,000	0
15 保険料	30,000	30,000	0
16 委託費	100,000	100,000	0
17 租税公課	100,000	100,000	0
経常費用計	17,560,000	26,260,000	△ 8,700,000
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 16,038,000	△ 24,738,000	8,700,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 16,038,000	△ 24,738,000	8,700,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 16,038,000	△ 24,738,000	8,700,000
一般正味財産期首残高	2,223,170,329	2,219,174,455	3,995,874
一般正味財産期末残高	2,207,132,329	2,194,436,455	12,695,874
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	1,000,000	1,000,000	0
指定正味財産期末残高	1,000,000	1,000,000	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	2,208,132,329	2,195,436,455	12,695,874

一般財団法人下妻市開発公社 評議員及び役員名簿

評 議 員	猪 瀬 憲 一
評 議 員	浅 野 妙 子
評 議 員	栗 山 学
理 事 長	菊 池 博
副 理 事 長	齋 藤 章
常 務 理 事	渡 辺 尚
理 事	倉 持 総 男
理 事	岡 本 俊 彦
理 事	増 子 朋 哉
理 事	柴 崎 臣 光
理 事	飯 田 薫
理 事	菊 池 哲 也
理 事	横 瀬 哲 彦
理 事	保戸山 正 浩
理 事	小 田 和 男
理 事	塚 越 剛
監 事	谷田部 猛
監 事	風 間 紀 寿

報告第18号

株式会社ふれあい下妻令和5年度経営状況報告について

このことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の5第1項の規定により、別記のとおり報告する。

令和6年9月3日提出

下妻市長 菊池 博

報告理由

株式会社ふれあい下妻の令和5年度経営状況について、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条の5第1項の規定により、議会に報告するものである。

株式会社 ふれあい下妻

経営状況報告書

第 26 期

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

第26期 営業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1. 営業の状況

《全体の状況》

本年度は、新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行により社会経済活動が徐々に正常化する中、昨年度以上の売上高を維持することと令和5年4月に開業した「道の駅常総」の動向を意識しながら、「道の駅しもつまスタイル」の確立をテーマに掲げ、従業員一同が創意工夫を重ねた結果、過去最高の売上高8億円台を達成しました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①従業員の「挨拶の徹底」、「商品知識の向上」、「おもてなしの精神の具体化」等によるサービスの向上や話題性のある商品の販売に注力
- ②「道の駅常総」の利用者が当駅にも来店してもらえるよう、国道294号線沿いにある当駅の国道看板をリニューアル
- ③毎月1回配布している新聞折込広告について、配布の範囲をこれまでの近隣エリアから更に拡大
- ④「鮪の解体ショー」や「北海道雄武町フェア」の開催に加え、他県でのイベントにも積極的に参加

このような取組の結果、「そば打ちめいじん亭」、「BAKERY しもんぱん」、「下妻納豆福よ来い」及び「宝くじ売場」の4部門で過去最高の売上げとなり、施設全体の売上高も過去最高額となりました。また、本年度は約定書に基づき、下妻市に対し21,296,248円の売上割戻金を支払いました。

《全体売上げ・来場者数》

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	808,801 千円	763,907 千円	44,894 千円	105.9%
来場者数 (直営店)	636,435 人	626,625 人	9,810 人	101.6%
来場者数 (テナントを含む)	723,044 人	700,289 人	22,755 人	103.2%

売上目標	売上高	対比額	対比率
783,220 千円	808,801 千円	25,581 千円	103.3%

《農産物直売コーナー》

農産物直売については、前年度の売上げを維持するため、下妻市農産物出荷組合の協力を得て新鮮野菜や果物を中心に売場を展開し、試食販売や野菜のセット販売等、創意工夫を行った結果、過去2番目の売上高となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①下妻市農産物出荷組合が出荷する農産物において適正価格を指導
- ②梨、メロン、スイカ等の試食販売会を積極的に実施
- ③北海道雄武町の実産物フェアを開催
- ④県外の道の駅との間で商品取引を開始（愛知県新城市、山形県西川町）
- ⑤冷凍海産物の販売に豊洲市場「タカマル鮮魚店」の商品を導入
- ⑥「ひまわり市場」、「道の駅もつくる新城」、「道の駅蓮如の里あわら」などの視察研修を実施

売上高は 328,939 千円となり、前年度比 14,703 千円の減少となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	328,939 千円	343,642 千円	△14,703 千円	95.7%
来場者数	229,512 人	242,420 人	△12,908 人	94.7%

《お土産・コンビニコーナー》

観光需要の高まりを受けて、大型連休、三連休、土日などの来場者数が増加傾向となり、お土産の箱菓子や漬物に加え、茨城を代表する干し芋や栗商品、酒類のセット販売が人気となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①「見やすく・取りやすく・買いやすく」をテーマに陳列棚の入替えを実施
- ②マンネリ化を防止するため商品販売数のデータから新商品への入替えを実施
- ③父の日、母の日、バレンタインデー等において、お手軽なプチギフト商品を製作して販売
- ④試食販売会を積極的に実施（新米、漬物、昆布出汁、京豆腐、京漬物等）
- ⑤他駅で取扱いのない話題性のある商品を販売
- ⑥全国の地酒、クラフトビール等を季節ごとに入れ替えて販売
- ⑦目標販売数を設定して試食販売を強化
- ⑧お客様を引き付けるキャッチーなポップを作成

売上高は 158,650 千円となり、前年度比 17,991 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	158,650 千円	140,659 千円	17,991 千円	112.8%
来場者数	135,687 人	127,634 人	8,053 人	106.3%

《お食事処しもん亭》

繁忙期や土日には満席状態が続き、店内、イートインスペース、屋外テーブル席においても飲食する方が多く、コロナ禍前のにぎわいを取り戻すことができました。また、献立の入替えやランチメニューにも工夫を加え、他県食材を使用した季節限定献立が女性客を中心に人気となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ① 鮪の解体ショーに加え、節分には恵方巻の実演販売を実施
- ② 京都の豆腐、油揚げ、湯葉を使用した井料理を販売
- ③ 北海道雄武町フェアにて帆立、イクラ、サーモンを使用した海鮮丼を販売
- ④ 季節限定ランチメニューに鮪の刺身漬けを取り入れ
- ⑤ 下妻市ふるさと納税返礼品「お節料理」やクリスマスオードブルを一般販売
- ⑥ 材料費高騰に伴い販売価格の引上げを実施

売上高は 69,054 千円となり、前年度比 3,714 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	69,054 千円	65,340 千円	3,714 千円	105.7%
来場者数	48,319 人	42,734 人	5,585 人	113.1%

《そば打ちめいじん亭》

本年度は新しい角度から季節の献立の見直しを行い、元和食料理人の経験を生かした季節の献立を導入したほか、弁当の開発や増産を行った結果、大幅な売上げの改善となり、過去最高の売上げを達成することができました。

主な取組は、次のとおりです。

- ① 鰯、大海老、帆立、豚肉、野菜等を使用したそばセットを販売
- ② そば汁、つけ汁等の改良に加え、単品の天ぷらやミニ丼を販売
- ③ 新そばフェアを過去最高の 7 日間実施したほか、ちたけ汁そばも加えた販売を強化
- ④ 店内の客席に加え、屋外テーブル席等も活用し客席数を拡充
- ⑤ 材料費高騰に伴い販売価格の引上げを実施

売上高は 62,560 千円で過去最高となり、前年度比 9,727 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	62,560 千円	52,833 千円	9,727 千円	118.4%
来場者数	44,539 人	42,357 人	2,182 人	105.2%

《BAKERY しもんぱん》

茨城を代表する秋の味覚「栗」を生かした当店オリジナル「生絞りモンブラン」の販売が大好評となったほか、贅沢パンシリーズやメロンパンフェア、季節限定パンの売上げが好調となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①季節ごとにミニフェアを開催（特にメロンパンフェアが好調）
- ②9月中旬から「生絞りモンブラン」の実演販売を土日に開催
- ③カスミグループ、ブランデ研究学園店・つくば並木店で商品の取扱いを開始
- ④品質の安定、新商品開発を目的に視察見学を実施するとともに、社内ミーティングを強化
- ⑤材料費高騰に伴い販売価格の引上げを実施（2回実施）

売上高は 114,284 千円で過去最高となり、前年度比 11,942 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	114,284 千円	102,342 千円	11,942 千円	116.7%
来場者数	118,060 人	116,990 人	1,070 人	100.9%

《下妻納豆福よ来い》

観光需要の高まりとともに、商品の納品先である各道の駅において販売が好調となり、納豆工場では製造に追われる日々となりました。また、納豆工場がテレビで放送された直後から遠方の電話注文が多く入るなど、当駅においても過去最高の売上高となりました。

主な取組は、次のとおりです。

- ①テレビ番組での放送（3回）
 - ・グッドモーニングショー、昼めし旅、出沒アド街ック天国
- ②当駅、道の駅グループ、スーパー等全ての直売所において売上げが増加
- ③遠方の道の駅との取引を開始
 - ・福井県あわら市「道の駅蓮如の里あわら」、山形県西川町「道の駅にしかわ」
 - 愛知県新城市「道の駅もつくる新城」 計3施設
- ④国道294号線沿いや当駅内に納豆工場の存在を知らせる大型看板を設置することで、全国の道の駅で唯一納豆工場を併設していることを強くアピール

売上高は 62,547 千円で過去最高となり、前年度比 14,877 千円の増加となりました。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
売上高	62,547 千円	47,670 千円	14,877 千円	131.2%

《宝くじ売場》

前年度に高額当選が当売場から2度出ており、高額当選を願うお客様が多数来店した結果、販売数を大きく伸ばし、過去最高の手数料収入となりました。

主な取組は、次のとおりです。

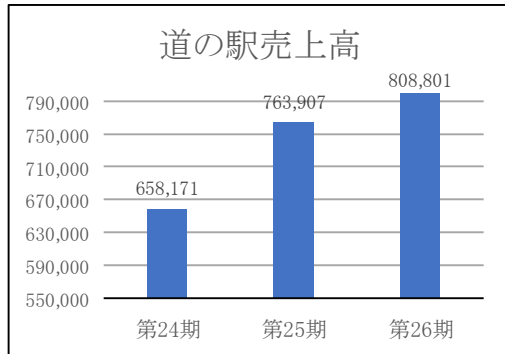
- ①大宝八幡宮宮司による当選祈願祭を年2回実施
- ②高額当選が出た場合、表示や館内放送で案内
- ③ジャンボ宝くじの販売最終日は、営業時間を最大45分延長

手数料収入高は7,951千円で過去最高となり、前年度比1,261千円の増加となりました。

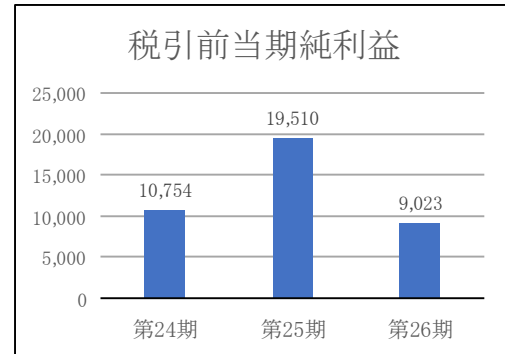
※以下の金額は、手数料収入です。

	本年度	前年度	前年度対比	対比率
販売手数料	7,951 千円	6,690 千円	1,261 千円	118.8%
来場者数	60,258 人	54,432 人	5,826 人	110.7%

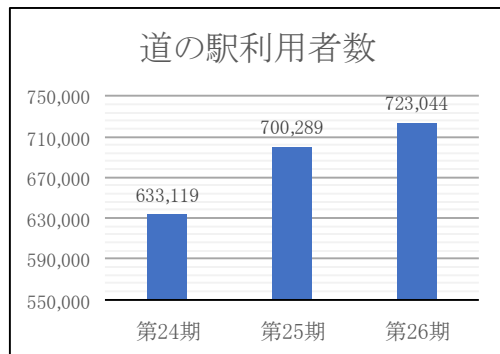
単位：千円



単位：千円



単位：人



単位：千円・人

	第24期	第25期	第26期	前期比増減	前期比
道の駅売上高	658,171	763,907	808,801	44,894	105.9%
税引前当期純利益	10,754	19,510	9,023	△ 10,487	46.2%
道の駅利用者数	633,119	700,289	723,044	22,755	103.2%

2. 従業員の状況（令和6年4月1日現在）

単位：人

	従業員数	前年比
正社員	21	△3
嘱託	1	0
パート	35	5
アルバイト	11	6
派遣	1	0
合計	69	8

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【 流 動 資 産 】	218,317,861	【 流 動 負 債 】	99,958,393
現 金 及 び 預 金	180,361,872	買 掛 金	40,058,229
売 掛 金	21,644,787	未 払 金	1,747,328
商 品	9,912,368	未 払 消 費 税	4,437,800
貯 蔵 品	2,924,167	未 払 費 用	40,454,749
前 渡 金	1,432,730	預 り 金	1,123,462
未 収 入 金	336,214	前 受 金	2,324,425
立 替 金	1,840,868	未 払 法 人 税 等	1,820,400
前 払 費 用	74,355	1 年 内 返 済 長 期 借 入 金	7,992,000
貸 倒 引 当 金	△ 209,500		
【 固 定 資 産 】	20,861,816	【 固 定 負 債 】	9,946,859
[有 形 固 定 資 産]	16,762,946	長 期 借 入 金	5,368,000
建 物	3,106,358	預 り 保 証 金	1,860,000
建 物 付 属 設 備	662,085	長 期 未 払 金	2,718,859
構 築 物	4,695,399	負 債 の 部	109,905,252
機 械 ・ 装 置	864,184		
車 両 ・ 運 搬 具	3		
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	7,434,917	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	0	【 株 主 資 本 】	129,276,426
[無 形 固 定 資 産]	1,013,400	[資 本 金]	25,000,000
ソ フ ト ウ ェ ア	1,013,400	[利 益 剰 余 金]	105,576,426
[投 資 そ の 他 の 資 産]	3,085,470	利 益 準 備 金	648,800
出 資 金	9,000	〈 そ の 他 利 益 剰 余 金 〉	104,927,626
長 期 前 払 費 用	176,470	別 途 積 立 金	20,000,000
保 証 金	2,900,000	繰 越 利 益 剰 余 金	84,927,626
【 繰 延 資 産 】	2,001	[自 己 株 式]	△ 1,300,000
加 盟 金	2,001		
		純 資 産 の 部	129,276,426
資 産 の 部 計	239,181,678	負 債 ・ 純 資 産 の 部 計	239,181,678

損 益 計 算 書

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：円)

科 目	金 額	
経常損益の部		円
【営業損益の部】		
売上高	808,801,128	
売上高合計		808,801,128
期首棚卸高	8,987,774	
仕入高	481,231,094	
合計	490,218,868	
期末棚卸高	9,912,368	
売上原価合計		480,306,500
売上総利益(損失)		328,494,628
販売費及び一般管理費合計		327,826,510
営業利益(損失)		668,118
【営業外損益の部】		
受取利息	1,036	
貸倒引当金戻入額	141,700	
賞与引当金戻入額	875,010	
雑収入	7,619,041	
営業外収益合計		8,636,787
支払利息割引料	277,732	
繰延資産償却	2,000	
雑損失	2,045	
営業外費用合計		281,777
経常利益(損失)		9,023,128
特別損益の部		
税引前当期純利益(損失)		9,023,128
法人税及び住民税	2,350,100	
当期純利益		6,673,028

販 売 費 ・ 一 般 管 理 費

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

(単位：円)

科 目					金 額	
事 務 員 給 与	18,078,561					
従 業 員 賞 与	12,126,833					
退 職 金	1,290,491					
法 定 福 利 費	22,652,580					
厚 生 費	1,788,002					
雑 給	7,068,169					
販 売 員 給 与	132,202,373					
販 売 員 旅 費	551,346					
広 告 宣 伝 費	7,222,433					
発 送 配 達 費	3,141,691					
販 売 促 進 費	958,090					
支 払 手 数 料	22,494,323					
リ ー ス 料	1,952,553					
減 価 償 却 費	3,216,363					
地 代 家 賃	145,000					
修 繕 費	6,299,410					
通 信 交 通 費	1,133,917					
水 道 光 熱 費	19,843,547					
租 税 公 課	15,486,488					
寄 附 金	80,000					
接 待 交 際 費	632,609					
保 険 料	1,855,750					
備 品 ・ 消 耗 品 費	22,434,367					
管 理 諸 費	11,662,461					
会 議 費	907					
研 修 費	85,682					
車 両 燃 料 費	1,006,952					
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	209,500					
車 両 修 繕 費	568,600					
委 託 警 備 費	611,880					
委 託 清 掃 費	10,945,720					
雑 費	79,912					
販売費及び一般管理費合計						327,826,510

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

(単位：円)

	当 期 首 残 高	変 動 事 由		当期変動額合計	当 期 末 残 高
		当 期 純 利 益	自己株式の取得		
資本金	25,000,000			0	25,000,000
資本金合計	25,000,000			0	25,000,000
利益準備金	648,800			0	648,800
利益準備金合計	648,800			0	648,800
別途積立金	20,000,000			0	20,000,000
繰越利益剰余金	78,254,598	6,673,028		6,673,028	84,927,626
その他利益剰余金合計	98,254,598			6,673,028	104,927,626
利益剰余金合計	98,903,398			6,673,028	105,576,426
自己株式	△ 150,000		△ 1,150,000	△ 1,150,000	△ 1,300,000
自己株式合計	△ 150,000			△ 1,150,000	△ 1,300,000
株主資本合計	123,753,398			5,523,028	129,276,426
純資産の部合計	123,753,398			5,523,028	129,276,426

第 26 期利益処分について

剰余金処分案は、次のとおりです。

配当金	無し
-----	----

監 査 報 告 書

株式会社ふれあい下妻、令和5年4月1日から令和6年3月31日
までの第26期事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動
計算書、個別注記票、事業報告及び付属明細書を監査しました結果、
適正かつ正確であることを認めます。

令和6年6月19日

株式会社ふれあい下妻

代表取締役 菊池 博 殿

監査役 古澤 真人

監査役 大塚 功

令和 6 年度損益見込

《株式会社ふれあい下妻・道の駅しもつま》

単位:千円

科 目	令和5年度	令和6年度	前期対比
売上高	808,801	805,000	99.5%
売上原価	480,306	475,000	98.9%
売上原価率	59.4%	59.0%	△0.4pt
売上総利益	328,495	330,000	100.5%
人件費	195,204	197,000	100.9%
一般管理費	132,622	119,552	90.1%
【販売費及び一般管理費】	327,826	316,552	96.6%
営業利益	668	13,448	2013.2%
営業外収益	8,636	6,882	79.7%
営業外費用	281	200	71.2%
税引前当期純利益	9,023	20,130	223.1%
法人税等	2,350	7,917	
当期純利益	6,673	12,213	183.0%

キャッシュフロー計算書

(単位：円)

自 令和5年4月 1日
至 令和6年3月31日

株式会社 ふれあい下妻

項 目	金 額
I 営業活動によるキャッシュフロー	
税引前当期利益	12,143,935
減価償却費	227,500
貸倒引当金の増減額	0
退職給付引当金の増減額	0
受取利息及び受取配当金	0
支払利息及び割引料	85,013
固定資産除却損	0
売上債権の増減額	9,598,530
棚卸資産の増減額	9,080,708
その他流動資産の増減額	23,358,663
仕入債務の増減額	8,646,751
未払費用の増減額	△ 942,111
未払消費税等の増減額	△ 12,112,832
その他流動負債の増減額	65,660
(小計)	50,151,817
利息及び配当金の受取額	0
利息及び割引料の支払額	△ 85,013
法人税等の支払額	0
営業活動によるキャッシュフロー	50,066,804
II 投資活動によるキャッシュフロー	
固定資産の取得による支出	0
固定資産の売却による収入	0
投資活動によるキャッシュフロー	0
III 財務活動によるキャッシュフロー	
短期借入金増減額	△ 666,000
長期借入による収入	0
長期借入金の返済による支出	0
その他財務活動の増減額	0
財務活動によるキャッシュフロー	△ 666,000
IV 現金及び現金同等物の増加額	49,400,804
V 現金及び現金同等物期首残高	153,295,830
VI 現金及び現金同等物期末残高	202,696,634

議案第 52 号

下妻市市税条例の一部改正について

下妻市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人住民税の寄附金税額控除に係る規定を整理するほか、
所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市市税条例の一部を改正する条例

下妻市市税条例（平成 17 年下妻市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 1 号中「第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号」を「第 78 条第 2 項第 2 号から第 4 号まで」に、「並びに所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされる金銭並びに」を「及び」に改め、同号イを次のように改める。

イ 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）第 8 条の規定により茨城県知事が認可した公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第 34 条の 7 第 1 項第 2 号中「別表に掲げる」を削る。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

付則第 4 条の 2 を削る。

付 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 34 条の 7 第 1 項第 2 号の改正規定 公布の日
- (2) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (3) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定（同項第 2 号の改正規定を除く。）及び付則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
（市民税に関する経過措置）

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条第 3 号に掲げる規定による改正後の下妻市市税条例第 34 条の 7 第 1 項（第 1 号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 1 号イ中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。））」とする。

下妻市市税条例新旧対照表

現 行	改 正
(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金<u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法<u>第78条第2項第2号及び第3号</u>に掲げる寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。)<u>並びに所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭並びに</u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるもの ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金 <u>イ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条の規定により主務官庁の権限に属する事務を知事又は教育委員会が行うものとされ</u>	(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金_____を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1) 所得税法<u>第78条第2項第2号から第4号まで</u>に掲げる寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。)<u>及び</u>_____ _____租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)のうち、次に掲げるもの ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金 <u>イ 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第8条の規定により茨城県知事が認可した公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u>

現 行	改 正
<u>た同条に規定する公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u> ウ ア及びイに掲げるもののほか、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの (2) <u>別表に掲げる</u>特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。) 2 略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)<u>第64条第4項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公	ウ ア及びイに掲げるもののほか、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの (2) _____特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。) 2 略 (固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告) 第56条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)<u>第152条第5項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公

現 行	改 正
益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 付 則 <u>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</u> <u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公</u>	益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(6) 略 付 則

現 行	改 正
<u>益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)</u>を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、<u>令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)</u>に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。	

議案第 53 号

下妻市国民健康保険条例の一部改正について

下妻市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正により、国民健康保険被保険者証が廃止されることに伴い、所要の規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市国民健康保険条例の一部を改正する条例

下妻市国民健康保険条例（昭和 34 年下妻市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 9 項の規定により」を「第 5 項の規定による」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

下妻市国民健康保険条例新旧対照表

現 行	改 正
第16条 下妻市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは<u>第9項の規定により</u>届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない</u>場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第16条 下妻市は、世帯主が国民健康保険法第9条第1項若しくは<u>第5項の規定による</u>届出をせず、<u>又は虚偽の届出をした</u> _____場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

議案第 5 4 号

下妻市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例及び下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

下妻市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例及び下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地域包括支援センターの人材確保が困難となっている状況を踏まえ、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）において、地域包括支援センターにおける職員の配置基準を定めるに当たり、従うべきとされている基準を緩和する改正が行われたことに伴い、改正後の基準に従い、所要の規定を整備するため、関係条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例及び下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(下妻市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正)

第1条 下妻市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成27年下妻市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「職員等に係る基準」を「職員に係る基準及び当該職員の員数」に改め、同条第1項中「地域包括支援センター」を「一の地域包括支援センター」に、「職員の員数」を「職員及びその員数（地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。）第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」に改め、同項第3号中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）」を「省令」に改め、同条第2項表以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項中「（施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）」を削り、「場合には」の次に「、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は」を加え、同項の表中「人員配置基準」を「地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数」に、「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を「第1項第1号」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の

地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから２人とする。

（下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条 下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２７年下妻市条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１号中「第１４０条の６第１号ロ(2)」を「第１４０条の６第１号イ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

【第1条関係】

下妻市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
(地域包括支援センターの職員等に係る基準) 第2条 <u>地域包括支援センター</u>が担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の数 _____は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員(<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)</u>第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支	(地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数) 第2条 <u>一の地域包括支援センター</u>が担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員及びその員数(<u>地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。第3号において「省令」という。)</u>第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))にすることができる。次項において同じ。))は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員(<u>省令</u> _____第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支

現 行	改 正								
援専門員更新研修を修了したものをいう。)その他これに準ずる者 1人 <u>2 前項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会(施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)において認められた場合には、次の表の左欄に掲げる担当する地域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1"> <tr> <td>担当する地域における第1号被保険者の数</td><td>人員配置基準</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>前項各号 に掲げる者のうち</td></tr> </table>	担当する地域における第1号被保険者の数	人員配置基準	おおむね1,000人未満	前項各号 に掲げる者のうち	援専門員更新研修を修了したものをいう。)その他これに準ずる者 1人 <u>2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。</u> <u>3 第1項</u>の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、<u>地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は</u>、次の表の左欄に掲げる担当する地域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 <table border="1"> <tr> <td>担当する地域における第1号被保険者の数</td><td>地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号 に掲げる者のうち</td></tr> </table>	担当する地域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	おおむね1,000人未満	第1項各号 に掲げる者のうち
担当する地域における第1号被保険者の数	人員配置基準								
おおむね1,000人未満	前項各号 に掲げる者のうち								
担当する地域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数								
おおむね1,000人未満	第1項各号 に掲げる者のうち								

現 行		改 正	
	から1人又は2人		から1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>前項各号</u> に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)	おおむね1,000人以上2,000人未満	<u>第1項各号</u> に掲げる者のうちから2人(うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第1項第1号</u> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

【第2条関係】 下妻市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正
(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。 (2)～(4) 略	(指定介護予防支援の業務の委託) 第15条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則<u>第140条の66第1号イ</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経ること。 (2)～(4) 略

議案第 5 5 号

下妻市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部改正について

下妻市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格
基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

水道法施行令（昭和 3 2 年政令第 3 3 6 号）及び水道法施行規則（昭和 3 2 年厚生省令
第 4 5 号）の一部改正により、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が変
更されることを踏まえ、当該政省令を参酌して条例で定める資格要件についても同様の変
更をするため、条例の一部を改正するものである。

下妻市条例第 号

下妻市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

下妻市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年下妻市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同条第2号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「3年以上」を「2年以上」に改め、同条第3号中「高等専門学校」の次に「(次号において「短期大学等」という。)」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「5年以上」を「2年6月以上」に改め、同条第9号を同条第12号とし、同条第8号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同号を同条第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (10) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第3条第7号中「1年以上」を「6月以上」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「又は学科目」を削り、同号を同条第8号とし、同条第5号中「2年以上」を「1年6月以上」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第3条第4号中「中等教育学校」の次に「(次号において「高等学校等」という。)」を加え、「7年以上」を「3年6月以上」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期

課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第2号中「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)」に、「4年以上」を「2年以上」に、「6年以上」を「3年以上」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「8年以上」を「4年以上」に改め、同条第3号中「10年以上」を「5年以上」に改め、同条第4号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に、「5年以上」を「2年6月以上」に、「者(学校教育法)」を「者(同法)」に、「7年以上」を「3年6月以上」に、「同条第4号」を「同条第5号」に、「9年以上」を「4年6月以上」に改め、同条第5号中「第2号」を「第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の下妻市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号に規定する講習を修了している者については、この条例による改正後の同号に規定する者とみなす。

下妻市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例新旧対照表

現 行	改 正
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の<u>土木工学科</u>又はこれに相当する課程<u>において衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれ</u>に相当する課程<u>において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校<u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後</u><u>、5年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)において<u>土木工学科</u>又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら</u>に相当する課程を修めて卒業した後、<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校(<u>次号において「短期大学等」という。</u>)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。<u>次号において同じ。</u>)、<u>2年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校(<u>次号において</u>

現 行	改 正
_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>7年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては<u>2年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (6) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号</u>に規定する課程に相当する課程<u>又は学科目</u>をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (7) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、<u>1年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの	<u>「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、<u>3年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (7) 第1号又は第2号に規定する学校を卒業した者であつて、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号に規定する学校を卒業した者にあつては1年以上、第2号に規定する学校を卒業した者にあつては<u>1年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの (8) 外国の学校において、<u>第1号から第6号まで</u> _____に規定する課程に相当する課程 _____をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (9) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、<u>6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

現 行	改 正
(8) <u>10年以上</u>水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (9) 略 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u> <u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する</u>	(10) <u>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> (11) <u>5年以上</u>水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (12) 略 (水道技術管理者の資格) 第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については2年6月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 前条第1号、第3号<u>又は第5号</u>に規定する学校において_____ _____<u>工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する

現 行	改 正
学校を卒業した者については<u>4年以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については<u>6年以上</u>、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>8年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) <u>10年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前条第1号、第3号<u>及び第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目</u>以外の<u>学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>5年以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者(<u>学校教育法</u>による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については<u>7年以上</u>、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>9年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第2号</u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	学校を卒業した者については<u>2年以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については<u>3年以上</u>、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>4年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) <u>5年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前条第1号、第3号<u>及び第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>2年6月以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者(<u>同法</u>)による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については<u>3年6月以上</u>、<u>同条第5号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>4年6月以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する<u>課程</u>又は前号に規定する<u>課程</u>に相当する<u>課程</u>をそれぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する学校を卒業した者(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

現 行	改 正
(6) <u>厚生労働大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 <u>(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u> <u>(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u>

議案第 56 号

訴えの提起について

下記の事件について訴えの提起をしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

記

1 事件名 所有権移転登記手続請求事件

2 当事者 原告 下妻市

被告 別紙被告目録記載の者又はその承継人

3 請求の趣旨

(1) 被告は、原告に対し、別紙物件目録記載の土地につき、平成 16 年 8 月 30 日時
効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 訴訟遂行の方針・取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。

市は、判決の結果、必要がある場合は控訴し、又は上告することができる。

5 経緯

- (1) 被告らは、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）の所有権登記名義人である。

本件土地は墓地であったところ、その墓地の管理者からの要望を受け、平成16年8月30日、原告は、本件土地と長塚字居村580番2の土地との交換（寄附と無償払下げの同時取引）を行った。しかし、本件土地は被告らの共有名義であったことから、当時、所有権移転登記が困難と判断され、原告は墓地の管理者と本件土地に関する覚書を締結するにとどまった。

- (2) 今般、市に登記名義がないことにより、本件土地の処分に支障が出ており、市へ名義を移転するための登記手続が必要となっている。しかし、本件土地に係る登記は表題部のみの登記であり、その所有者である被告らの本籍地等の記載はなく、被告らの生存状況や相続人の有無も不明である。そのため、被告らとの共同申請による所有権移転登記手続は見込めない。

他方、原告は、同日から現在に至るまで本件土地を道路として管理し、20年間にわたって占有を続けていることから、時効取得が可能な状況となっている。被告らに対して時効取得を原因として登記手続を命じる判決を得れば、被告らの意思が擬制され、市の単独申請による登記手続が可能となる。

- (3) よって、原告は被告らに対し上記の占有の事実に基づき、時効取得を援用すると意思表示をするとともに、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求め、訴えを提起するものである。

提案理由

市が平成16年8月30日から現在に至るまで道路としての用に供している土地に関し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものである。

別紙

被 告 目 録

(略)

物件目録

所在：下妻市長塚字居村

地 番：6 3 0 番 2

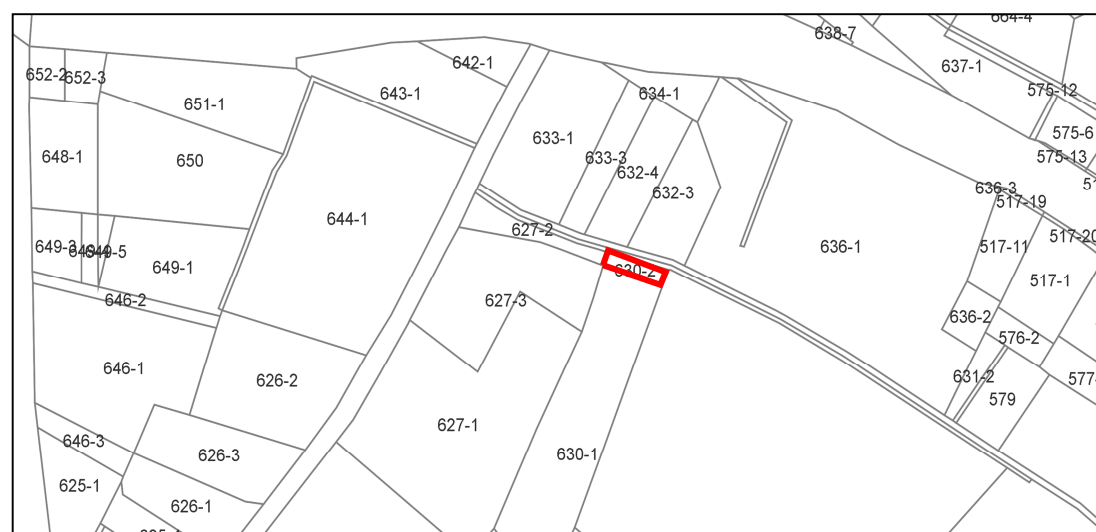
地 目：墓地

地積：48 m²

位置図



地番図



議案第 57 号

損害賠償の額を定めることについて

公用車の盗難に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

記

- 1 相手方 住所 茨城県水戸市泉町二丁目 3 番 24 号
氏名 株式会社トヨタレンタリース茨城
代表取締役 幡谷 史朗
- 2 盗難発生日時 令和 6 年 7 月 7 日（日）深夜から 8 日（月）午前 8 時頃までの間
- 3 盗難発生場所 下妻市本城町三丁目 10 番地（下妻市役所敷地内）
- 4 事件の概要 リース車両である公用車「トヨタアルファード（つくば 332 ち 0304）」が盗難にあったため、当該車両のリース契約を解除する必要が生じた。
- 5 示談の内容 車両のリース契約を解除するに当たり、市は相手方に対し、解約金を支払うことで示談する。
- 6 賠償支払額 3,455,414 円

提案理由

リース車両である公用車が盗難にあったため、当該車両のリース契約を解除するに当たり、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第 58 号

茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、茨城租税債権管理機構規約（平成 13 年地指令第 4 号）を別記のとおり変更することについて、関係市町村と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）の施行により、令和 6 年度から市町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額 1,000 円の森林環境税（国税）を賦課徴収することとなったことに伴い、茨城租税債権管理機構規約の一部を変更することについて、関係市町村と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約

茨城租税債権管理機構規約（平成１３年地指令第４号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

付 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

茨城租税債権管理機構規約新旧対照表

現 行	改 正
(機構の共同処理する事務) 第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税に係る</u>滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務 (2) 差押財産の換価等に関する関係市町村の職員の研修事務	(機構の共同処理する事務) 第3条 機構は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。 (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、市町村が賦課徴収することとされている<u>地方税及び国税に係る</u>滞納事案のうち、関係市町村の長との協議により機構が処理することとなった事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定事務 (2) 差押財産の換価等に関する関係市町村の職員の研修事務

令和 6 年度

下妻市補正予算書

一	般	会	計
特	別	会	計
	後 期 高 齡 者	医 療	
	介 護 保	険	
	下 水 道 事	業	

目 次

一般会計補正予算	96
補正予算に関する説明書	
一般会計事項別明細書	
総括	98
歳入	100
歳出	102
補正予算給与費明細書	111
後期高齢者医療特別会計補正予算	113
介護保険特別会計補正予算	121
下水道事業会計補正予算	127

議案第 59 号

令和 6 年度下妻市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度下妻市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 460,881 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,042,269 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

下妻市長 菊池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		3,181,425	275,657	3,457,082
	1. 国 庫 負 担 金	2,158,143	116,130	2,274,273
	2. 国 庫 補 助 金	1,010,923	159,527	1,170,450
15. 県 支 出 金		1,463,327	4,938	1,468,265
	1. 県 負 担 金	849,953	△3,263	846,690
	2. 県 補 助 金	522,558	8,201	530,759
17. 寄 附 金		1,000,001	8,200	1,008,201
	1. 寄 附 金	1,000,001	8,200	1,008,201
18. 繰 入 金		1,641,930	8,769	1,650,699
	1. 特 別 会 計 繰 入 金	1,248	8,769	10,017
19. 繰 越 金		410,197	138,981	549,178
	1. 繰 越 金	410,197	138,981	549,178
20. 諸 収 入		583,051	24,336	607,387
	5. 雑 入	559,199	24,336	583,535
歳 入 合 計		19,581,388	460,881	20,042,269

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		190,702	205	190,907
	1. 議 会 費	190,702	205	190,907
2. 総 務 費		3,444,314	265,807	3,710,121
	1. 総 務 管 理 費	2,664,476	101,600	2,766,076
	2. 徴 税 費	528,879	164,072	692,951
	4. 選 挙 費	9,682	60	9,742
	6. 監 査 委 員 費	25,588	75	25,663
3. 民 生 費		7,007,758	126,326	7,134,084
	1. 社 会 福 祉 費	3,838,281	7,956	3,846,237
	2. 児 童 福 祉 費	2,396,397	117,500	2,513,897
	3. 生 活 保 護 費	765,640	870	766,510
4. 衛 生 費		1,385,456	7,239	1,392,695
	1. 保 健 衛 生 費	490,458	1,670	492,128
	2. 環 境 保 全 費	188,353	139	188,492
	3. 清 掃 費	706,645	5,430	712,075
6. 農 業 費		889,654	21,355	911,009
	1. 農 業 費	889,654	21,355	911,009
7. 商 工 費		368,656	8,200	376,856
	1. 商 工 費	368,656	8,200	376,856
8. 土 木 費		1,692,387	1,969	1,694,356
	1. 土 木 管 理 費	93,449	104	93,553
	2. 道 路 橋 梁 費	666,453	1,290	667,743
	5. 住 宅 費	33,239	575	33,814
9. 消 防 費		745,907	1,009	746,916
	1. 消 防 費	745,907	1,009	746,916
10. 教 育 費		2,036,623	28,771	2,065,394
	1. 教 育 総 務 費	336,215	6,250	342,465
	2. 小 学 校 費	401,683	13,000	414,683
	4. 幼 稚 園 費	119,878	9,070	128,948
	5. 社 会 教 育 費	511,824	451	512,275
歳 出 合 計		19,581,388	460,881	20,042,269

下妻市一般会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第4号）

1. 総括
(歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 市 税	5,918,521		5,918,521	29.5
2. 地 方 譲 与 税	250,800		250,800	1.3
3. 利 子 割 交 付 金	2,135		2,135	0.0
4. 配 当 割 交 付 金	26,662		26,662	0.1
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	31,303		31,303	0.2
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	115,700		115,700	0.6
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	1,070,000		1,070,000	5.3
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	33,000		33,000	0.2
9. 地 方 特 例 交 付 金	103,093		103,093	0.5
10. 地 方 交 付 税	2,800,000		2,800,000	14.0
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,977		2,977	0.0
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	68,290		68,290	0.3
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	110,764		110,764	0.6
14. 国 庫 支 出 金	3,181,425	275,657	3,457,082	17.3
15. 県 支 出 金	1,463,327	4,938	1,468,265	7.3
16. 財 産 収 入	13,012		13,012	0.1
17. 寄 附 金	1,000,001	8,200	1,008,201	5.0
18. 繰 入 金	1,641,930	8,769	1,650,699	8.2
19. 繰 越 金	410,197	138,981	549,178	2.7
20. 諸 収 入	583,051	24,336	607,387	3.0
21. 市 債	755,200		755,200	3.8
歳 入 合 計	19,581,388	460,881	20,042,269	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 議会費	190,702	205	190,907	1.0
2. 総務費	3,444,314	265,807	3,710,121	18.5
3. 民生費	7,007,758	126,326	7,134,084	35.6
4. 衛生費	1,385,456	7,239	1,392,695	6.9
5. 労働費	29,611		29,611	0.1
6. 農業費	889,654	21,355	911,009	4.5
7. 商工費	368,656	8,200	376,856	1.9
8. 土木費	1,692,387	1,969	1,694,356	8.5
9. 消防費	745,907	1,009	746,916	3.7
10. 教育費	2,036,623	28,771	2,065,394	10.3
11. 災害復旧費	5		5	0.0
12. 公債費	1,760,315		1,760,315	8.8
13. 予備費	30,000		30,000	0.2
歳出合計	19,581,388	460,881	20,042,269	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			205
159,527		24,336	81,944
112,867			13,459
			7,239
8,201			13,154
		8,200	
			1,969
			1,009
			28,771
280,595		32,536	147,750

2. 歳入
(款) 14. 国庫支出金 (項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	2,156,393	116,130	2,272,523
計	2,158,143	116,130	2,274,273

(款) 14. 国庫支出金 (項) 2. 国庫補助金

1. 総務費国庫補助金	638,309	159,527	797,836
計	1,010,923	159,527	1,170,450

(款) 15. 県支出金 (項) 1. 県負担金

1. 民生費県負担金	849,078	△3,263	845,815
計	849,953	△3,263	846,690

(款) 15. 県支出金 (項) 2. 県補助金

4. 農業費県補助金	233,567	8,201	241,768
計	522,558	8,201	530,759

(款) 17. 寄附金 (項) 1. 寄附金

2. 総務費寄附金	1,000,000	8,200	1,008,200
計	1,000,001	8,200	1,008,201

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 社会福祉費負担金	△3,948	低所得者保険料軽減負担金（介護分）減
2. 児童福祉費負担金	120,078	児童手当増

1. 総務管理費補助金	159,527	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠分）増

1. 社会福祉費負担金	△1,974	低所得者保険料軽減負担金（介護分）減
2. 児童福祉費負担金	△1,289	児童手当減

1. 農業費補助金	8,201	儲かる産地支援事業補助金

1. 総務管理費寄附金	8,200	企業版ふるさと納税寄附金

(款) 18. 繰入金 (項) 1. 特別会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 介 護 保 険 特 別 会 計 繰 入 金	248	8,769	9,017
計	1,248	8,769	10,017

(款) 19. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰 越 金	410,197	138,981	549,178
----------	---------	---------	---------

(款) 20. 諸収入 (項) 5. 雑入

2. 雑 入	559,158	24,336	583,494
計	559,199	24,336	583,535

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 介 護 保 険 特 別 会 計 繰 入 金	8,769	介護保険特別会計繰入金増

1. 前 年 度 繰 越 金	138,981	前年度繰越金増
----------------	---------	---------

1. 総 務 費 雑 入	24,336	道の駅しもつま売上割戻金 自動車損害共済災害共済金	21,296 3,040

3. 歳 出
(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 議 会 費	190,702	205	190,907			

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一 般 管 理 費	738,716	7,096	745,812			3,040
3. 財 産 管 理 費	387,822	8,815	396,637			
4. 企 画 費	1,017,729	2,486	1,020,215			
5. 基 金 費	315,546	21,296	336,842			21,296

(単位 千円)

訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一般財源	2. 給 料	95	02 職員人件費 205 2 給料 95
	3. 職員手当等	110	給料増 3 職員手当等 110 期末手当 25 増 勤勉手当 25 増 児童手当 60 増

4,056	11. 役 務 費	3,640	04 総務事務経費 3,640 11 役務費 3,640
	21. 補償、補填及び賠償金	3,456	郵便料増 05 秘書事務経費 3,456 21 補償、補填及び賠償金 3,456 損害賠償金
8,815	7. 報 償 費	500	01 財産管理経費 8,815 7 報償費 500
	11. 役 務 費	115	庁舎周辺エリア整備検討委員報償金 115
	12. 委 託 料	5,500	11 役務費 手数料増 115
	17. 備品購入費	2,700	12 委託料 5,500 庁舎周辺エリア整備基本計画調査支援業務委託料 17 備品購入費 2,700 公用車購入費増
2,486	18. 負担金補助及び交付金	2,486	04 公共交通対策経費 2,486 18 負担金補助及び交付金 2,486 市地域公共交通活性化協議会負担金増
	24. 積 立 金	21,296	01 基金積立金 21,296 24 積立金 21,296 ビアスパークしもつま及び道の駅しもつま維持管理基金積立増

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
6. 情 報 管 理 費	129,159	2,671	131,830			
11. 諸 費	1,187	59,236	60,423			
計	2,664,476	101,600	2,766,076			24,336

(款) 2. 総務費 (項) 2. 徴税費

1. 税 務 総 務 費	212,519	4,545	217,064			
2. 賦 課 費	278,282	159,527	437,809	159,527		
計	528,879	164,072	692,951	159,527		

(款) 2. 総務費 (項) 4. 選挙費

1. 選 挙 管 理 委 員 会 費	9,367	60	9,427			
計	9,682	60	9,742			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
2,671	12. 委 託 料	2,671	02 電算管理経費 2,671 12 委託料 L G W A N機器設置作業業務委託料
59,236	22. 償還金、利子及び割引料	59,236	02 過年度返還金 59,236 22 償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金その他返還金増
77,264			

4,545	2. 給 料	2,035	01 職員人件費 4,545 2 給料 給料増
	3. 職 員 手 当 等	360	3 職員手当等 児童手当
	4. 共 済 費	2,150	退職手当負担金 4 共済費 職員共済組合負担金増
	19. 扶 助 費	159,527	02 定額減税調整給付金事業 159,527 19 扶助費 調整給付金増
4,545			

60	3. 職 員 手 当 等	60	01 職員人件費 60 3 職員手当等 期末手当 児童手当
60			

(款) 2. 総務費 (項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 監 査 委 員 費	25, 588	75	25, 663			

(款) 3. 民生費 (項) 1. 社会福祉費

1. 社 会 福 祉 総 務 費	846, 472	26	846, 498			
2. 高 齢 福 祉 費	747, 491	5, 585	753, 076	△5, 922		
6. 後 期 高 齢 者 医 療 費	680, 386	2, 345	682, 731			
計	3, 838, 281	7, 956	3, 846, 237	△5, 922		

(単位 千円)

訳	節		説 明	
一 般 財 源	区 分	金 額		
75	4. 共 済 費	75	01 職員人件費 4 共済費 職員共済組合負担金増	75 75

26	8. 旅 費	26	05 住民税均等割のみ課税世帯支援給付金 事業 8 旅費 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増	26 26
11, 507	1. 報 酬	500	01 職員人件費 3 職員手当等 住居手当 期末手当 児童手当 4 共済費 職員共済組合負担金増	390 280 50 170 増 60 増 110
	3. 職 員 手 当 等	280	02 高齢福祉事務経費	640
	4. 共 済 費	210	1 報酬 会計年度任用職員報酬増	500
	8. 旅 費	40	4 共済費 社会保険料 共済組合負担金（短期） 8 旅費 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増	100 80 増 20 増 40
	27. 繰 出 金	4, 555	06 介護保険特別会計繰出 27 繰出金 低所得者保険料軽減負担分 過年度分	4, 555 4, 555 7, 963 減 12, 518
2, 345	27. 繰 出 金	2, 345	02 後期高齢者医療特別会計繰出 27 繰出金 事務費等分増	2, 345 2, 345
13, 878				

(款) 3. 民生費 (項) 2. 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 児 童 福 祉 総 務 費	2, 245, 529	117, 500	2, 363, 029	118, 789		
計	2, 396, 397	117, 500	2, 513, 897	118, 789		

(款) 3. 民生費 (項) 3. 生活保護費

1. 生 活 保 護 総 務 費	106, 764	870	107, 634			
計	765, 640	870	766, 510			

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

1. 保 健 衛 生 総 務 費	132, 996	1, 670	134, 666			
---------------------	----------	--------	----------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
△1, 289	19. 扶 助 費	117, 500	03 児童手当支給経費 117, 500 19 扶助費 117, 500 被用者（0～3歳未満） 13, 500 増 非被用者（0～3歳未満） 4, 800 増 被用者（3歳～小学校修了前） 28, 800 増 非被用者（3歳～小学校修了前） 7, 780 増 被用者（中学生） 8, 880 増 非被用者（中学生） 2, 200 増 施設入所等児童 80 増 特例給付 2, 140 減 被用者（高校生） 42, 000 非被用者（高校生） 11, 600
△1, 289			

870	3. 職 員 手 当 等	200	01 職員人件費 870 3 職員手当等 200 住居手当増
	4. 共 済 費	670	4 共済費 670 職員共済組合負担金増
870			

1, 670	1. 報 酬	700	02 保健衛生総務事務経費 1, 670 1 報酬 700 会計年度任用職員報酬増
	3. 職 員 手 当 等	700	3 職員手当等 700 会計年度任用職員期末手当 350 増 会計年度任用職員勤勉手当 350 増
	4. 共 済 費	170	4 共済費 170 社会保険料 70 増
	8. 旅 費	100	

(款) 4. 衛生費 (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
計	490, 458	1, 670	492, 128			

(款) 4. 衛生費 (項) 2. 環境保全費

3. 公 害 対 策 費	8, 898	139	9, 037			
計	188, 353	139	188, 492			

(款) 4. 衛生費 (項) 3. 清掃費

1. 清 掃 総 務 費	19, 942	5, 430	25, 372			
計	706, 645	5, 430	712, 075			

(款) 6. 農業費 (項) 1. 農業費

1. 農 業 委 員 会 費	70, 617	1, 433	72, 050			
----------------	---------	--------	---------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明
一 般 財 源	区 分	金 額	
			共済組合負担金（短期） 100 増 8 旅費 100 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
1, 670			

139	8. 旅 費	139	01 公害対策事務経費 139 8 旅費 139 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
139			

5, 430	2. 給 料	2, 900	01 職員人件費 5, 430 2 給料 2, 900
	3. 職 員 手 当 等	1, 630	給料増 3 職員手当等 1, 630
	4. 共 済 費	900	通勤手当 110 増 期末手当 600 増 勤勉手当 550 増 退職手当負担金 370 増 4 共済費 900 職員共済組合負担金増
5, 430			

1, 433	2. 給 料	550	01 職員人件費 1, 365 2 給料 550

(款) 6. 農業費 (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
2. 農 業 総 務 費	153, 261	2, 650	155, 911			
3. 農 業 振 興 費	214, 747	17, 272	232, 019	8, 201		
計	889, 654	21, 355	911, 009	8, 201		

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

2. 商 工 振 興 費	271, 757	400	272, 157			400
--------------	----------	-----	----------	--	--	-----

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
	3. 職 員 手 当 等	655	給料増 3 職員手当等 655
	4. 共 済 費	160	期末手当 250 増 勤勉手当 150 増
	8. 旅 費	68	児童手当 200 退職手当負担金 55 増 4 共済費 160 職員共済組合負担金増 03 農業委員会事務経費 68 8 旅費 68 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
2, 650	2. 給 料	920	01 職員人件費 2, 650 2 給料 920
	3. 職 員 手 当 等	1, 280	給料増 3 職員手当等 1, 280
	4. 共 済 費	450	扶養手当 260 増 児童手当 1, 000 増 退職手当負担金 20 増 4 共済費 450 職員共済組合負担金増
9, 071	14. 工 事 請 負 費	3, 740	02 ビアスパークしもつま管理経費 3, 740 14 工事請負費 3, 740
	18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	13, 532	井戸水中ポンプ等更新工事 06 銘柄産地推進経費 13, 532 18 負担金補助及び交付金 13, 532 儲かる産地支援事業補助金
13, 154			

	18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	400	01 商工振興事務経費 400 18 負担金補助及び交付金 400 砂沼フレンドリーフェスティバル補助金 200 増
--	----------------------------	-----	---

農業費・商工費

(款) 7. 商工費 (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
3. 観 光 費	31,483	7,800	39,283			7,800
計	368,656	8,200	376,856			8,200

(款) 8. 土木費 (項) 1. 土木管理費

1. 土 木 総 務 費	93,449	104	93,553			
--------------	--------	-----	--------	--	--	--

(款) 8. 土木費 (項) 2. 道路橋梁費

3. 道 路 新 設 改 良 費	245,361	1,290	246,651			
計	666,453	1,290	667,743			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
			しもつま砂沼フェスティバル補助金 200 増
	18. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	7,800	01 観光振興経費 7,800 18 負担金補助及び交付金 7,800 下妻まつり実施補助金増

104	8. 旅 費	104	02 土木総務事務経費 104 8 旅費 104 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）
-----	--------	-----	---

1,290	2. 給 料	63	01 職員人件費 1,290 2 給料 63
	3. 職 員 手 当 等	1,097	給料増 3 職員手当等 1,097
	4. 共 済 費	130	扶養手当 204 増 通勤手当 30 増 住居手当 153 期末手当 350 増 勤勉手当 10 増 児童手当 340 退職手当負担金 10 増 4 共済費 130 職員共済組合負担金増
1,290			

(款) 8. 土木費 (項) 5. 住宅費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 住 宅 管 理 費	33,239	575	33,814			

(款) 9. 消防費 (項) 1. 消防費

5. 防 災 費	52,678	1,009	53,687			
計	745,907	1,009	746,916			

(款) 10. 教育費 (項) 1. 教育総務費

2. 事 務 局 費	202,337	6,250	208,587			
計	336,215	6,250	342,465			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
575	2. 給 料	275	01 職員人件費 575 2 給料 275
	3. 職員手当等	300	給料増 3 職員手当等 300 期末手当 110 増 勤勉手当 90 増 児童手当 100 増

1,009	11. 役 務 費	1,009	02 空家等対策経費 1,009 11 役務費 1,009 官報公告掲載料 6 相続財産清算人選任申立予納金 1,000 手数料 3
1,009			

6,250	2. 給 料	2,000	02 職員人件費 6,250 2 給料 2,000
	3. 職員手当等	2,750	給料増 3 職員手当等 2,750
	4. 共 済 費	1,500	期末手当 1,300 増 勤勉手当 600 増 児童手当 340 増 退職手当負担金 510 増 4 共済費 1,500 職員共済組合負担金増
6,250			

(款) 10. 教育費 (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 学 校 管 理 費	387, 825	13, 000	400, 825			
計	401, 683	13, 000	414, 683			

(款) 10. 教育費 (項) 4. 幼稚園費

1. 幼 稚 園 費	119, 878	9, 070	128, 948			
------------	----------	--------	----------	--	--	--

(款) 10. 教育費 (項) 5. 社会教育費

1. 社 会 教 育 総 務 費	190, 576	381	190, 957			
9. 市 民 セ ン タ ー 管 理 費	20, 492	70	20, 562			
計	511, 824	451	512, 275			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
13, 000	14. 工 事 請 負 費	13, 000	02 学校施設管理経費 13, 000 14 工事請負費 大宝小学校プール水槽改修工事
13, 000			

9, 070	2. 給 料	4, 850	01 職員人件費 9, 070 2 給料 4, 850
	3. 職 員 手 当 等	3, 380	給料増 3, 380 3 職員手当等 3, 380
	4. 共 済 費	840	扶養手当 360 増 期末手当 1, 450 増 勤勉手当 950 増 退職手当負担金 620 増 4 共済費 840 職員共済組合負担金増

381	3. 職 員 手 当 等	297	02 社会教育総務事務経費 381 3 職員手当等 297
	4. 共 済 費	84	会計年度任用職員期末手当 148 増 会計年度任用職員勤勉手当 149 増 4 共済費 84 社会保険料 51 増 共済組合負担金（短期） 33 増
70	8. 旅 費	70	01 市民センター管理運営経費 70 8 旅費 70 会計年度任用職員費用弁償（通勤費）増
451			

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	(257) 294	486,940	1,136,697	780,516
補 正 前	(257) 294	485,740	1,123,009	771,502
比 較	(0) 0	1,200	13,688	9,014

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後	14,497		32,724	64,599
	補 正 前	14,497		31,900	64,599
	比 較	0		824	0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			(退 職 手 当 負 担 金)
2,404,153	491,675	2,895,828	170,895
2,380,251	484,336	2,864,587	169,110
23,902	7,339	31,241	1,785

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
344,775	290,200	18,819	48	13,390	1,464
340,002	287,326	18,679	48	12,987	1,464
4,773	2,874	140	0	403	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(3) 294		1,136,697	616,573	1,753,270	371,675	2,124,945	170,895
補 正 前	(3) 294		1,123,009	608,556	1,731,565	364,690	2,096,255	169,110
比 較	(0) 0		13,688	8,017	21,705	6,985	28,690	1,785

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後	14,497	0	32,724	64,599	256,017	215,015	18,819	48	13,390	1,464
	補 正 前	14,497	0	31,900	64,599	251,742	212,640	18,679	48	12,987	1,464
	比 較	0	0	824	0	4,275	2,375	140	0	403	0

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(254)	486,940		163,943	650,883	120,000	770,883	
補 正 前	(254)	485,740		162,946	648,686	119,646	768,332	
比 較	(0)	1,200		997	2,197	354	2,551	

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					88,758	75,185				
	補 正 前					88,260	74,686				
	比 較					498	499				

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	13,688	給与改定に伴う増減分		給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		その他の増減分		13,688	
職 員 手 当	9,014	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分		9,014	

議案第 6 0 号

令和 6 年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度下妻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2, 3 4 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 6 1, 3 4 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

下妻市長 菊 池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 繰 入 金		168,356	2,345	170,701
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	168,356	2,345	170,701
歳 入 合 計		659,000	2,345	661,345

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		40,520	2,345	42,865
	1. 総 務 管 理 費	38,411	2,345	40,756
歳 出 合 計		659,000	2,345	661,345

下妻市後期高齢者医療特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 後期高齢者医療保険料	477,498		477,498	72.2
2. 使用料及び手数料	10		10	0.0
3. 繰入金	168,356	2,345	170,701	25.8
4. 繰越金	1,000		1,000	0.2
5. 諸収入	12,136		12,136	1.8
歳入合計	659,000	2,345	661,345	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 総務費	40,520	2,345	42,865	6.5
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	601,317		601,317	90.9
3. 保健事業費	13,259		13,259	2.0
4. 諸支出金	1,510		1,510	0.2
5. 予備費	2,394		2,394	0.4
歳出合計	659,000	2,345	661,345	100.0

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			2,345
			2,345

2. 歳 入
(款) 3. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 一 般 会 計 繰 入 金	168,356	2,345	170,701

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,345	事務費等繰入金増

3. 歳 出
(款) 1. 総務費 (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 一 般 管 理 費	38,411	2,345	40,756			

(単位 千円)

訳	節		説 明
一般財源	区 分	金 額	
2,345	2. 給 料	330	01 職員人件費 2,345 2 給料 330
	3. 職員手当等	1,215	給料増 3 職員手当等 1,215
	4. 共 済 費	800	住居手当 165 期末手当 650 増 勤勉手当 400 増
			4 共済費 800 職員共済組合負担金増

(1)補正予算給与費明細書

1. 一般職
(1) 総括

区 分	職員数(人)	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	() 6		18,166	9,592
補 正 前	() 5		17,836	8,377
比 較	() 1		330	1,215

() 内は、短時間勤務職員外書き

職員手当の内訳	区 分	管理職手当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当
	補 正 後				1,003
	補 正 前				1,003
	比 較				0

(単位 千円)

費	共 済 費	合 計	備 考
計			(退 職 手 当 負 担 金)
27,758	6,100	33,858	2,450
26,213	5,300	31,513	2,450
1,545	800	2,345	0

(単位 千円)

期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
4,514	3,728	182		165	
3,864	3,328	182		0	
650	400	0		165	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	(6)		18,166	9,592	27,758	6,100	33,858	2,450
補 正 前	(5)		17,836	8,377	26,213	5,300	31,513	2,450
比 較	(1)		330	1,215	1,545	800	2,345	0

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後				1,003	4,514	3,728	182		165	
	補 正 前				1,003	3,864	3,328	182		0	
	比 較				0	650	400	0		165	

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

イ 会計年度任用職員

(単位 千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考 (退 職 手 当 負 担 金)
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	()							
補 正 前	()							
比 較	()							

(単位 千円)

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 手 当	管 理 職 員 特別勤務手当	扶 養 手 当	時間外勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	通 勤 手 当	特殊勤務手当	住 居 手 当	日 直 手 当
	補 正 後					0					
	補 正 前					0					
	比 較					0					

備考 ()内は、短時間勤務職員外書き

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳			説 明	備 考
給 料	330	給与改定に伴う増減分			給料の改定率 %	
		昇給に伴う増加分			平均昇給率 %	
		その他の増減分		330		
職 員 手 当	1,215	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分		1,215		

議案第 6 1 号

令和 6 年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度下妻市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 9 2, 6 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 2 4 1, 6 0 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 3 日 提出

下妻市長 菊 池 博

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5. 支 払 基 金 交 付 金		1, 042, 781	7, 024	1, 049, 805
	1. 支 払 基 金 交 付 金	1, 042, 781	7, 024	1, 049, 805
8. 繰 入 金		651, 992	4, 555	656, 547
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	610, 069	4, 555	614, 624
9. 繰 越 金		1	181, 025	181, 026
	1. 繰 越 金	1	181, 025	181, 026
歳 入 合 計		4, 049, 000	192, 604	4, 241, 604

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 基 金 積 立 金		51	36, 483	36, 534
	1. 基 金 積 立 金	51	36, 483	36, 534
4. 諸 支 出 金		749	156, 121	156, 870
	1. 償還金及び還付加算金	501	147, 352	147, 853
	2. 繰 出 金	248	8, 769	9, 017
歳 出 合 計		4, 049, 000	192, 604	4, 241, 604

下妻市介護保険特別会計
歳入歳出補正予算事項別明細書（第1号）

1. 総括
(歳入) (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	割合(%)
1. 保険料	845,914		845,914	19.9
2. 分担金及び負担金	8,153		8,153	0.2
3. 使用料及び手数料	30		30	0.0
4. 国庫支出金	921,911		921,911	21.7
5. 支払基金交付金	1,042,781	7,024	1,049,805	24.8
6. 県支出金	572,057		572,057	13.5
7. 財産収入	50		50	0.0
8. 繰入金	651,992	4,555	656,547	15.5
9. 繰越金	1	181,025	181,026	4.3
10. 諸収入	6,111		6,111	0.1
歳入合計	4,049,000	192,604	4,241,604	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	割合 (%)
1. 総務費	111,793		111,793	2.6
2. 保険給付費	3,798,000		3,798,000	89.5
3. 基金積立金	51	36,483	36,534	0.9
4. 諸支出金	749	156,121	156,870	3.7
5. 地域支援事業費	136,118		136,118	3.2
6. 予備費	2,289		2,289	0.1
歳出合計	4,049,000	192,604	4,241,604	100.0

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源			内 訳
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			36,483
			156,121
			192,604

2. 歳 入
(款) 5. 支払基金交付金 (項) 1. 支払基金交付金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1. 介 護 給 付 費 交 付 金	1, 025, 460	7, 024	1, 032, 484
計	1, 042, 781	7, 024	1, 049, 805

(款) 8. 繰入金 (項) 1. 一般会計繰入金

1. 介 護 給 付 費 繰 入 金	444, 750	12, 450	457, 200
5. 低所得者保険料軽減繰入金	41, 124	△7, 895	33, 229
計	610, 069	4, 555	614, 624

(款) 9. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰 越 金	1	181, 025	181, 026
----------	---	----------	----------

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1. 介 護 給 付 費 交 付 金	7, 024	過年度分

2. 介 護 給 付 費 繰 入 金	12, 450	過年度分
1. 低所得者保険料軽減繰入金	△7, 963	低所得者保険料軽減繰入金減
2. 低所得者保険料軽減繰入金	68	過年度分

1. 前 年 度 繰 越 金	181, 025	前年度繰越金増
----------------	----------	---------

3. 歳 出
(款) 3. 基金積立金 (項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
1. 介護給付費準備基金積立金	51	36,483	36,534			

(款) 4. 諸支出金 (項) 1. 償還金及び還付加算金

1. 償 還 金	1	147,352	147,353			
計	501	147,352	147,853			

(款) 4. 諸支出金 (項) 2. 繰出金

1. 一 般 会 計繰 出 金	248	8,769	9,017			
-----------------	-----	-------	-------	--	--	--

(単位 千円)

訳	節		説 明	
一般財源	区 分	金 額		
36,483	24. 積 立 金	36,483	01 介護給付費準備基金積立金 24 積立金 介護給付費準備基金積立増	36,483 36,483

147,352	22. 償還金、利子及び割引料	147,352	01 償還金 22 償還金、利子及び割引料 過年度国県支出金その他返還金増	147,352 147,352
147,352				

8,769	27. 繰 出 金	8,769	01 一般会計繰出金 27 繰出金 一般会計繰出金増	8,769 8,769
-------	-----------	-------	----------------------------------	----------------

令和 6 年度下妻市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的支出）

第 2 条 令和 6 年度下水道事業会計予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 187, 428千円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

支 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補 正 額	計
第 1 款 資 本 的 支 出	690, 190	644	690, 834
第 1 項 建 設 改 良 費	263, 530	644	264, 174

令和6年9月3日

提出

下妻市長

菊 池 博

令和6年度下妻市下水道事業会計補正予算実施計画

資本的支出

支 出 (単位：千円)

款	項	目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	備 考
1. 資 本 的 支 出			690,190	644	690,834	
	1. 建 設 改 良 費		263,530	644	264,174	
		1. 汚 水 管 渠 建 設 改 良 費	253,653	644	254,297	

令和6年度下妻市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)	
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	10,679
減価償却費	373,870
固定資産除却費	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	458
賞与引当金の増減額(△は減少)	0
長期前受金戻入額	△ 186,379
支払利息	69,257
受取利息及び受取配当金	△ 1
有形固定資産売却益(損)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 4,961
貯蔵品の増減額	0
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
未払金の増減額(△は減少)	0
小計	262,923
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 69,257
業務活動によるキャッシュ・フロー	193,667
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 233,125
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	△ 8,978
投資有価証券の取得による支出	0
国庫補助金等による収入	190,206
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,897
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	294,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 426,660
他会計等からの出資による収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 132,460
資金増加額(又は減少額)	9,310
資金期首残高	347,553
資金期末残高	356,862

補正予算給与費明細書

1. 総括

区 分		職 員 数		給 与		費			共 済 費	合 計
		特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	賃 金	手 当	計		
補正後	損益勘定支弁職員	人	人		千円	千円	千円	千円	千円	千円
			5		18,717		9,969	28,686	8,946	37,632
	資本勘定支弁職員		3		10,880		5,023	15,903	4,593	20,496
	合 計		8		29,597		14,992	44,589	13,539	58,128
補正前	損益勘定支弁職員		5		18,717		9,969	28,686	8,946	37,632
	資本勘定支弁職員		3		10,236		5,023	15,259	4,593	19,852
	合 計		8		28,953		14,992	43,945	13,539	57,484
比較	損益勘定支弁職員		0		0		0	0	0	0
	資本勘定支弁職員		0		644		0	644	0	644
	合 計		0		644		0	644	0	644

給与費

2. 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
給 料	千円 644	給与改定に伴う増減分	千円	給料の改定率 % 給与改定実施時期 年 月	
		普通昇給に伴う増加分		平均昇給率 %	
		昇給期間短縮に伴う増加分			
		その他の増減分	644		

令和6年度下妻市下水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部			
1. 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地	0		
イ 建 物	0		
減価償却累計額	<u>0</u>	0	
ウ 構 築 物	11,844,933		
構 築 物			
減価償却累計額	<u>1,491,942</u>	10,352,991	
エ 機 械 及 び 装 置	123,076		
機 械 及 び 装 置			
減価償却累計額	<u>45,518</u>	77,558	
オ 車 両 運 搬 具	1,755		
車 両 運 搬 具			
減価償却累計額	<u>0</u>	1,755	
カ 工具、器具及び備品	226		
工具、器具及び備品			
減価償却累計額	<u>0</u>	226	
キ 建 設 仮 勘 定		<u>201,127</u>	
有形固定資産合計			10,633,657
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 流域下水道利用権		1,398,383	
イ その他無形固定資産		<u>0</u>	
無形固定資産合計			1,398,383
(3) 投 資			
ア 基 金		<u>0</u>	
投 資 合 計			<u>0</u>
固 定 資 産 合 計			12,032,040
2. 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金			356,862
(2) 未 収 金		89,893	
貸 倒 引 当 金	<u>1,833</u>	<u>88,060</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>444,922</u>
資 産 合 計			<u>12,476,962</u>

負 債 の 部			
3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債		4,446,722	
(2) 引 当 金		<u>0</u>	
固 定 負 債 合 計			4,446,722
4. 流 動 負 債			
(1) 一 時 借 入 金		0	
(2) 企 業 債		417,662	
(3) 未 払 金		200,143	
(4) 引 当 金		<u>4,172</u>	
流 動 負 債 合 計			621,977
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金	7,441,488		
(2) 長期前受金収益化累計額	<u>915,142</u>		
長期前受金合計		<u>6,526,346</u>	
繰 延 収 益 合 計			<u>6,526,346</u>
負 債 合 計			11,595,045
資 本 の 部			
6. 資 本 金			
(1) 資 本 金		<u>705,141</u>	
資 本 金 合 計			705,141
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 受贈財産評価額		0	
イ その他資本剰余金		<u>0</u>	
資本剰余金合計		<u>0</u>	
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 減 債 積 立 金	112,660		
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金		<u>64,116</u>	
利益剰余金合計		<u>176,776</u>	
剰 余 金 合 計			<u>176,776</u>
資 本 合 計			<u>881,917</u>
負 債 資 本 合 計			<u>12,476,962</u>

下水道事業

令和 6 年度下妻市下水道事業会計補正予算明細書（第1号）

資本的支出

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1. 資 本 的 支 出		690,190	644	690,834			
1. 建 設 改 良 費		263,530	644	264,174			
	1. 汚水管渠建設改良費	253,653	644	254,297	給 料	644	給料増

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額187,428千円は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。

認定第 1 号

令和 5 年度下妻市一般会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度下妻市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度下妻市一般会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 2 号

令和 5 年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度下妻市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 3 号

令和 5 年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度下妻市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第４号

令和５年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第３項の規定により、令和５年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和６年９月３日提出

下妻市長 菊池 博

提案理由

地方自治法第２３３条第３項の規定により、令和５年度下妻市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 5 号

令和 5 年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度下妻市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 6 号

令和 5 年度下妻市水道事業会計決算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度下妻市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度下妻市水道事業会計決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

認定第 7 号

令和 5 年度下妻市下水道事業会計決算について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度下妻市下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

提案理由

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度下妻市下水道事業会計決算を監査委員の審査意見を付けて議会の認定に付するものである。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

住 所

氏 名 横 田 芳 宏

提案理由

現人権擁護委員である横田芳宏氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

履 歷

(略)

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

住 所

氏 名 横 堀 孝 徳

提案理由

現人権擁護委員である横堀孝徳氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

履 歷

(略)

諮問第 3 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

住 所

氏 名 杉 山 由民子

提案理由

現人権擁護委員である杉山由民子氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

履 歷

(略)

諮問第４号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、議会の意見を求める。

令和６年９月３日提出

下妻市長 菊池 博

記

住 所

氏 名 杉 山 照 夫

提案理由

現人権擁護委員である杉山照夫氏が、令和６年１２月３１日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものである。

履 歷

(略)

諮問第 5 号

人権擁護委員の推薦に関し意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

下妻市長 菊 池 博

記

住 所

氏 名 大 月 俊 明

提案理由

現人権擁護委員である大月俊明氏が、令和 6 年 12 月 31 日をもって任期満了となることから、引き続き同氏を委員に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。

履 歷

(略)